

財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画

財務省

I はじめに

政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、気候変動に関する国際連合条約の京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための措置を定めた「京都議定書目標達成計画」（以下「目標達成計画」という。）を平成17年4月28日に閣議決定しました。

また、地球温暖化対策推進法及び目標達成計画に基づき、政府自ら率先して実行すべき措置について「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を同日、閣議決定しました。

目標達成計画及び政府の実行計画において、関係府省は、「温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた『実施計画』を策定することとされています。

このため、財務省（国税庁を含む。以下同じ。）は、次のとおり「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」（以下「財務省実施計画」という。）を策定し、財務省における温室効果ガスの総排出量について、平成13年度比で平成18年度までに7%低減することを目標とします。

なお、財務省実施計画の推進・評価・点検については、「財務省環境配慮の方針推進委員会」（平成15年10月21日設置）が行います。

II 財務省実施計画

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、低公害車への切り替えが可能な一般公用車以外の公用車についても買換え時の低公害車化を図り、平成18年度末までに低公害車比率65%の達成に努める。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器の設置割合の向上に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(3) 用紙類の使用量の削減

コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位で把握し、管理するとともに、両面印刷・両面コピーを徹底してその削減を図り、平成13年度比で平成18年度において増加させないよう努める。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物において、さらなるエネルギーの使用的合理化が図られるよう、可能な限り、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ② 各庁舎の単位面積当たりの電気使用量について、平成13年度比で平成18年度までに概ね90%以下にすることに向けて努める。
- ③ エネルギー供給設備等で使用する燃料の量について、平成13年度比で平成18年度において増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を極力図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を極力図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(4) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

(5) ESCO事業の導入

ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ③ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ④ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。

(2) 庁舎における節水等の推進

水栓には必要に応じて節水コマを取り付けるなど節水を図り、各庁舎の単位面積当たりの上水使用量について、平成13年度比で平成18年度までに90%以下にすることに向けて努める。

(3) 廃棄物の減量

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を極力図り、事務所から排出される廃棄物の量について、平成13年度比で平成18年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることに向けて努める。

4 その他

- (1) 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- (2) 職員から省CO₂化に資するアイディア（エコ・アイディア）を募集し、効果的なものを実行に移す。